

生徒心得

1. 学校は勉強をするところである。1年次から将来の目標を定めて勉強をすること。
2. 県立太子高校生としての自覚と誇りをもって行動すること。
3. 始業時に遅れた場合、職員室に届け出て所定の手続きを終えて教室に入ること。
4. 始業時より放課後までは校外に出てはならない。止むを得ず外出を必要とする場合は、担任または年次関係の許可を受けること。
5. 授業中は、教師に対してはもちろんのこと、生徒間でも礼儀を失わず、お互いに学習の妨げとなる行為をしないこと。
6. 欠席・欠課・遅刻・早退等は、事前に申し出ること。欠席・遅刻については、始業時まで、原則として保護者を通じて学校に連絡をすること。
7. 体育時は、本校指定の体操服を着用すること。なお、他の授業時には体操服を着用しないこと。
8. 校舎・校具等の公共の施設・設備は丁寧に使用し、破壊・汚損をしてはならない。もし、紛失・破損等をした場合は、担任を通じて届け出ること。なお、場合によっては、実費弁償が必要となる場合がある。
9. 所持品には必ず記名し、授業等に不要な物品は持参しないこと。
10. 食堂利用者は、食堂利用規程を守り、気持ちよく利用できるようにすること。
11. 清掃は、毎日必ず行い、校内の美化に努めること。校内においては、上履き・下履きの区別を厳にし、床を汚さないように心がけること。
12. 下校時刻（「校門を出る時間」）は次のとおりである。
 - ①4月1日から2学期中間考査までは、19時とする。
 - ②2学期中間考査後から3月31日までは、18時30分とする。
 - ③ただし、「部活動延長願」を提出し許可を得ている場合は①②の時間をそれぞれ30分延長する。
13. 学級役員・日番等の役職についた者は、その職責を全うし、校内生活に支障をきたさないようにすること。
14. 登下校は定められた通学路を利用すること。
15. 各自の交通手段についての規程を守るとともに交通道德をよく守り、社会秩序の維持に努め、自他の危険を防ぐように心がけること。
16. 外出をする際は、行く先及び帰宅時間等を保護者に伝え、服装は常に端正かつ簡素であることを旨とし、身分証明書を携行すること。
17. 飲酒・喫煙は決して行ってはならない。風紀上いかがわしい場所・盛り場・未成年者の立ち入りが禁止されている場所へは出入りしないこと。
18. 男女交際は、相互信頼のもと、明朗かつ健全で、保護者の了解を得ることが望ましい。
19. 校舎内外での火気の使用は厳禁する。

20. 自転車通学は、届け出て許可を受けなければならない。(許可は規定による)

21. 自転車安全利用5則より抜粋(警察庁・兵庫県警察本部)

①自転車は、車道が原則、歩道は例外

②車道は左側を通行

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

④安全ルールを守る

・二人乗りは禁止

・並進は禁止

・夜間はライトを点灯

・信号を守る

・交差点での一時停止と安全確認

・傘さし運転は禁止

・電子機器を使用しながらの運転禁止

22. アルバイトは、原則として禁止しているが、特別の理由のある者は、保護者による理由書を添えて、担任に申し出て許可を受けることができる。許可は各規程にもとづき審議し、校長が決定する。

学校生活についての心得

(生徒指導内規より抜粋・修正)

(物品管理)

第14条 物品の適正管理及び使用を徹底する。

1 教材保管場所としての机及びロッカーを適正に利用する。

ア 当日使用する教材類のみを保管し、その日ごとに持ち帰る。

イ 体育館シューズ、産業社会と人間で用いる記録ファイル、芸術科で用いる用具等、定められた物品のみを常時保管可とする。

ウ 貴重品、飲食物、ゴミ等を保管及び放置しない。

2 個人の各種持ち物は、適正に管理し使用する。

ア マンガやゲーム類等、不要物は持参しない。

イ 貴重品の自己管理に対する指導を徹底する。

ウ かばんや上履きなどへの落書き等はしないこと。

(身だしなみ)

第15条 身だしなみを整える。

1 服装規程にもとづき、学校生活に相応しい身だしなみを理解し実践する。

2 改善が見られない場合は、指導の対象となる。

3 指導の対象となる項目は次の通り。

- ①スカート：ウエスト部分を折り上げること、もしくは腰位置で着用することを禁止する。また、裾を切る等の加工は不可とする。なお、採寸時の丈は膝中心とする。
- ②ズボン：腰位置ではくことを禁止する。また、裾を折り上げるとは不可とする。なお、ベルトは華美でない黒・紺・茶色のものを着用すること。
- ③リボン：ブラウス着用の際は、必ず装着する。
- ④ネクタイ：カッターシャツ着用の際は、必ず装着する。
- ⑤上着の裾：カッターシャツ及びブラウスの裾は、スカート、ズボンの中に入れること。また、ブラウスの裾にゴム紐を入れる等の加工は禁止する。なお、ポロシャツの裾に関しては、外に出すことを可とする。
- ⑥下着の色：カッターシャツ及びブラウスの下に着用するシャツ等の下着の色については、白、グレー、ベージュを基調とする。なお、胸元のワンポイント及び学校指定の半袖体操服は可とする。
- ⑦ボタン：カッターシャツ及びブラウスについては、第1ボタンまで留める。また、ポロシャツについては、第2ボタンは留めること。
- ⑧セーター：学校指定のものを着用する。また、防寒のため、学校指定のセーターの下に指定以外のセーターを着ることは可とする。なお、その際は下に着用した指定以外のセーターが見えないように着用すること。
- ⑨靴下：学校指定のもの、または本校指定のものに準じ、白色で丈はくるぶし以上膝下までのもの。(ワンポイント可)を着用すること。
- ⑩靴：通学靴は白が基調の運動靴とする。(ハイカットは不可)
- ⑪装飾品：装飾品の装着は禁止する。装着に対する指導については、当日返却の預かり保管指導とする。なお、ピアス装着に対する指導は、穴がなくなる等、原状復帰までの継続指導とする。また、カラーコンタクト等も装飾品とみなし、指導の対象とする。
- ⑫化粧：化粧は禁止する。
- ⑬爪：衛生上及び安全上の理由から、不適切に伸ばさないこと。また、マニキュアについては、指導の対象とする。
- ⑭頭髪：染色、脱色及びパーマ等の加工は禁止する。また、アレンジして変形させることも禁止する。整髪料の使用を禁止する。奇抜な髪形も禁止する(極端な段差や極端に長さの異なる髪形等は認めない)。違反をしている場合は、指導の対象とする。なお、地毛登録申請及び認証については、別記地毛登録申請規程に従い行う。
- ⑮眉毛：加工は禁止する。
- ⑯マフラー：登下校時の着用のみ可とする。校内での着用は禁止する。なお、ネックウォーマー等もマフラーに準じる。
- ⑰膝掛け：防寒具として、膝掛けとして使用する以外は禁止する。また、移動の際は、折り畳んだ状態で持ち運ぶこと。
- ⑱黒タイツ：黒タイツの厚さは80デニール以上とする。黒タイツ着用時には白ソックスを

着用しない。ただし黒ソックスの着用は可とする。11月から3月までを着用許可期間とする。

①防寒着：登下校時に上着のみを許可し、ブレザーの上から着用すること。無地で華美でなく、丈はお尻が隠れる程度とする。生徒昇降口で脱着すること。11月から3月までを着用許可期間とする。

(携帯電話)

第16条 携帯電話の適正管理及び使用を徹底する。

1 次の規定にもとづき、携帯電話の管理及び使用をする。

ア 校内での使用は禁止する。

イ 校内では携帯電話の電源を切る。

ウ 登下校中に歩きながら使用しない。

エ 休日の部活動については、校内での使用は原則禁止とし、緊急時等においては顧問の指導のもとでの使用は可とする。

オ 携帯電話は貴重品と同じ扱いとし、管理は自己責任で行う。

2 次の場合、預かり保管指導を伴う段階的指導の対象とする。

ア 校内で携帯電話を使用した場合（鳴った場合も含む）

イ 校内で携帯電話を持ち出した場合

ウ 自転車を運転しながら使用した場合（道路交通法違反）

(交通安全)

第17条 交通安全を徹底する。

自転車二人乗り及び自転車傘差し運転は、段階的指導の対象とする。

(食堂利用)

第18条 次の規程にもとづき、食堂を利用する。

1 食堂で購入したものは食堂内でのみ飲食をすること。

2 その他

ア ゴミはゴミ箱へきちんと捨てる。

イ 飲食のマナーが悪い場合は販売停止等の措置がとられる。

各種許可申請について

(生徒指導内規より抜粋・修正)

(自転車通学許可申請)

第20条 次の規程にもとづき、自転車通学許可に係る申請を行う。

(1) 申請の方法

自転車通学希望者は、「自転車通学許可願」に必要事項を記入し、担任を通じて生徒指導部に提出する。

(2) 鑑札の貼付

許可者には本校指定の鑑札を自転車後部の泥よけ上でよく見える位置に貼付する。

(3) 申請のための基本条件

- ①通学用標準自転車であること。(ミニ及びマウンテンバイク等は不可)
- ②ハンドルは、標準型のものを使用していること。
- ③荷台を取り付けていること。(籠については、自転車のサイドへの取り付けは不可)
- ④両立スタンドを取り付けていること。
- ⑤雨合羽(氏名記入)を携行していること。
- ⑥正常に作動するライト及びブレーキが装備されていること。
- ⑦二人乗り用ステップの取り付け等の加工がなされていないこと。
- ⑧自転車保険に加入すること。

その他

- ①校内に保管する際は、指定された場所に整然と置き、施錠をする。
- ②通学に際しては交通規則を遵守し、安全な措置をとり、社会の範とならなければならない。
※左側一列励行、二人乗り禁止、交差点での信号確認、横断時の左右確認、二重追い越し禁止、一旦停止遵守、駐輪による交通妨害の禁止、音楽を聴きながらの運転禁止等
- ③雨天の際は、傘をさして乗車せず、必ず雨合羽を着用する。
- ④鑑札を紛失した際は、直ちに担任を通じて年次団の生徒指導担当に届け出て再交付の手続きをとる。
- ⑤本規程を遵守しない者は、自転車通学の許可取り消しまたは一時休止の措置がとられる。

(地毛登録申請)

第21条 次の規程にもとづき、地毛登録に係る申請を行う。

地毛登録申請

地毛登録を希望する場合は、先ず生徒・保護者が担任に申し出て、本人の頭髪の状況や保護者の見解等を確認後、年次主任を通じて生徒指導部に申請し、学校長の許可を得なければならない。

なお、申請をするにあたり、担任より面談用記入用紙(理由書)を受け取り、申請するに至った経緯を記入し、面談資料として提出すること。

申請の方法

- ①「面談用記入用紙(理由書)」に地毛登録申請の理由等を記入し、面談の申し込みをする。
- ②「地毛登録申請に係る頭髪についての確認書」に対する「頭髪指導についての同意書」の提出をもって申請を完了する。

申請のための基本条件

- ①服装規程に従い、JHCAレベルスケール5以上の明るさであること。
- ②本校入学までに染色や脱色の経験がないこと。

その他

- ① これまでに一度でも染色もしくは脱色の経験がある場合は、地毛とは認めない。
- ② 地毛登録完了後、その時点での色をレベルスケールで計測し記録する。なお、加工などをすることなくそれ以上明るくなってきた場合は、「地毛登録申請に係る頭髪についての確認書」にもとづき処置をする。なお、生え際と明らかに色が異なる場合は、加工しているとみなし、指導の対象とする。

(自動車送迎及びタクシー利用許可申請)

第 22 条 次の規程にもとづき、自動車送迎及びタクシー利用許可に係る申請を行う。

許可申請

自動車送迎もしくはタクシー通学を希望する場合は、生徒・保護者が担任に申し出て、担任が当人の健康状況等を確認後、学年主任を通じて生徒指導部に申請し、学校長の許可を得なければならない。

申請の方法

申請は、本校指定の「自動車送迎およびタクシー通学許可願」を用いて行う。

申請のための基本条件

健康上の問題等により、正規の通学手段を用いて登校ができない状況にあること。

許可を得て自動車送迎もしくはタクシー通学をする際の留意点

- ① 駐車場所として、本館南側の来客駐車場を利用する。
- ② 登下校中の生徒への安全上の配慮により、校門付近での駐停車はしない。

その他

- ① 入学時に申請している正規の通学方法で登下校をすることを原則とする。
- ② 体調不良等で急遽送迎が必要となった場合は、保護者がその旨を担任に連絡することにより、その日に限定して送迎を認める。

(アルバイト従事許可申請)

第 23 条 アルバイトは原則として禁止しているが、特別の理由のある者は、まず生徒・保護者が担任に申し出て、当人の経済状況等を確認後、年次主任を通じて生徒指導部に申請し、学校長の許可を得なければならない。

なお、申請をするにあたり、担任より面談用記入用紙を受け取り、申請するに至った経緯を記入し、面談資料として提出すること。

(年末年始の日本郵便でのアルバイト従事許可申請)

第 24 条 年末年始の日本郵便でのアルバイトは、冬季休業中に限り、従事を認める。希望生徒は、日本郵便各支店を通じて各家庭に配布される「年末・年始アルバイト募集(通信事務郵便)」に保護者同意の上で応募する。「アルバイト従事許可申請書」及び「保護者及び事業所承諾書」を用いたアルバイト従事許可手続きは必要ない。

(3年次のアルバイト従事許可申請)

第 25 条 3年次生の2月1日以後のアルバイトは、次の条件を満たしている場合に限り、担任を通じて生徒指導部に届け出ることにより、従事を認める。

進路が決定しており、2学期末の成績に欠点を有さない。

職種及び勤務時間に関しては、次の申請基本条件に従う。

①学校生活が良好に営まれていること。

②職種についての条件は次の通り

居酒屋等のアルコールを扱う店舗での従事については禁止する。

対面販売については勤務の詳細を精査の上、許可することができる。

洗い場等での従事については禁止しない。

③終了時間については21時までとし、必ず22時までに帰宅すること。

(自動車学校入所及び免許取得)

第26条 3年次生に限り、次の条件にもとづく自動車学校入所及び免許取得を可とする。

入所予約時期

ア 直近の成績に欠点を有さないものに限り申請を可とする。

イ 就職進路決定者は、12月1日より予約を可とする。ただし、事業所の要望(11月1日現在内定)がある場合は、11月1日より予約を可とする。

ウ 進学進路決定者は、12月1日より予約を可とする。

エ 進路未決定者は、2月1日より予約を可とする。

入所時期

ア 就職進路決定者は、冬季休業中より入所を可とする。

イ 進学進路決定者は、2月1日より入所を可とする。

ウ 進路未決定者は、卒業後より入所を可とする。

免許取得時期

卒業後とする。なお、卒業までに免許を取得した場合は、特別指導の対象とする。